

改 正 案	現 行
<p>（国の機関の長等による建築物の点検）</p> <p>第五条の二 法第十二条第二項（法第八十八条第一項又は第三項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の点検（次項において単に「点検」という。）は、三年以内に行うものとする。</p> <p>2 （略）</p> <p>3 法第十二条第二項の規定による点検は、建築物の敷地及び構造について安全上支障がないことを確認するために十分なものとして行うものとし、当該点検の項目、方法及び結果の判定基準は国土交通大臣の定めるところによるものとする。</p> <p>（国の機関の長等による建築設備等の点検）</p> <p>第六条の二 法第十二条第四項（法第八十八条第一項又は第三項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の点検（次項において単に「点検」という。）は、一年（ただし、国土交通大臣が定める点検の項目については三年）以内に行うものとする。</p> <p>2 法第十八条第十六項（法第八十七条の二又は法第八十八条第一項において準用する場合を含む。）の規定による検査済証の交付を受けた日以後最初の点検については、前項の規定にかかわらず、当該検査済証の交付を受けた日から起算して二年（ただし、国土交通大臣が定める点検の項目については六年）以内に行うものとする。</p> <p>3 法第十二条第四項の規定による点検は、建築設備の状況について安全上支障がないことを確認するために十分なものとして行うものとし、当該点検の項目、事項、方法及び結果の判定基準は国土交通大臣の定めるところによるものとする。</p>	<p>（国の機関の長等による建築物の点検）</p> <p>第五条の二 法第十二条第二項（法第八十八条第一項又は第三項において準用する場合を含む。）の点検（次項において単に「点検」という。）は、三年以内に行うものとする。</p> <p>2 （略）</p> <p>（国の機関の長等による建築設備等の点検）</p> <p>第六条の二 法第十二条第四項（法第八十八条第一項又は第三項において準用する場合を含む。）の点検（次項において単に「点検」という。）は、一年以内に行うものとする。</p> <p>2 法第十八条第十六項（法第八十七条の二又は法第八十八条第一項において準用する場合を含む。）の規定による検査済証の交付を受けた日以後最初の点検については、前項の規定にかかわらず、当該検査済証の交付を受けた日から起算して二年以内に行うものとする。</p>

(台帳の記載事項等)

第六条の三 (略)

2 法第十二条第七項の国土交通省令で定める書類は、次に掲げるものとする。

一 六 (略)

七 第五条第三項に規定する書類

八 第六条第三項に規定する書類

3 6 (略)

(台帳の記載事項等)

第六条の三 (略)

2 法第十二条第七項の国土交通省令で定める書類は、次に掲げるものとする。

一 六 (略)

七 第五条第二項に規定する書類

八 第六条第二項に規定する書類

3 6 (略)